

## 平成 2 1 年度第 2 回

# 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

日 時：平成 2 1 年 6 月 1 7 日（水曜日）

午後 2 時 0 0 分から午後 4 時 2 0 分まで

場 所：宮城行政庁舎 4 階 特別会議室

平成 21 年度第 2 回 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会 議事録

日時：平成 21 年 6 月 17 日（水）午後 2 時 00 分から午後 4 時 20 分まで

場所：宮城県行政庁舎 4 階 特別会議室

出席委員：林山 泰久 委員 橋本 潤子 委員 伊藤 恵子 委員  
小野寺敏一 委員 河野 達仁 委員 富樫 千之 委員  
山本 信次 委員

欠席委員：風間 聡 委員 宮原 育子 委員 両角 和夫 委員

司 会 ただいまから平成 21 年度第 2 回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を開催いたします。

本日は、林山部会長はじめ、7 名の委員にご出席をいただいております。行政評価委員会条例第 4 条第 2 項の規定による定足数を満たしておりますので、会議は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

なお、風間委員、宮原委員、両角委員におかれましては、所用のため欠席する旨、連絡をいただいております。

会議に入ります前に資料の確認をさせていただきます。まず、次第と出席者名簿、そして審議資料、資料 1、資料 2、資料 3 をお配りしております。

また、評価調書については、事前に各委員へお配りしております。ご持参いただけたでしょうか。お手元に資料がない場合は、事務局へお申し付け下さい。

それでは会議に入りますが、ご発言の際には、机正面にございますマイクスイッチをオンにして、マイクのランプが点灯したことを確認してからお話し願います。また、発言が終わりましたら、スイッチをオフにしてください。

なお、県では 6 月から 9 月までクールビズということで、ネクタイ、上着を外して勤務させていただいておりますので、ご了承いただければと思います。

それでは、林山部会長、議事の進行について、よろしく願いいたします。

林山部会長 足下の悪い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。これから議事に入らせていただきたいと思います。

まず始めに、平成 21 年度第 2 回の議事録署名委員を指名させていただきたいと思っております。今回は、小野寺委員、河野委員のお二人をお願いしたいのですがいかがでしょうか。

それでは両委員、よろしく願いいたします。

次に、会議の公開についてですけれども、宮城県行政評価委員会運営規定第 5 条に基づきまして、当会議は公開といたします。傍聴につきましては、本会場に表示しております宮城県行政評価委員会傍聴要領に従うようお願いいたします。また、写真撮影、録画等につきましては、事務局職員の指示に従って、会議の妨げにならないようにご協力をお願いいたします。

まず、議題に入る前に、クリップ留めの資料をご覧いただきたいのですが、1 ページ目を開いていただきますと、右上に審議資料と書かれた資料がございます。

す。今年度の再評価対象事業について、6月3日付けで、村井知事から行政評価委員会委員長へ諮問がなされているという書類でございます。行政評価委員会条例及び運営規程により、公共事業再評価につきまして、本部会で調査、審議を行うこととなっておりますので、委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

議事次第に戻っていただきまして、(1)、(2)、(3)と大きく3つの議題があります。最初に本年度の公共事業評価部会の進め方について、次が公共事業再評価対象事業について、3つ目が公共事業再評価対象事業の審議となります。審議については7件ございますので、皆さんお忙しい方ばかりということもあり、効率的に議論を進めさせていただければと思います。

それではさっそく議事に入りたいと思いますが、まず議事の(1)平成21年度公共事業評価部会の進め方について、事務局から説明をお願いいたします。

行政評価室長      それでは審議資料及び資料1にもとづきまして説明いたします。

始めに審議資料をご覧ください。先ほど林山部会長からご説明がございましたが、再評価対象事業につきまして6月3日付けで知事から行政評価委員会委員長あてに諮問がありましたので、今年度のご審議についてよろしくお願いいたします。この評価対象公共事業20事業につきましては、平成21年度公共事業再評価調書の要旨3ページに記載しております。事業種別では道路5事業、河川5事業、海岸1事業、砂防2事業、農業農村整備7事業となっております。今回初めての再評価となる事業は、道路2事業、砂防2事業、農業農村整備4事業の8事業で、それ以外の12の事業につきましては再々評価の事業となっております。

また、諮問があった6月3日から再評価調書を公表しておりますが、あわせて7月2日までの30日間、パブリックコメントであります。県民の皆様からのご意見の聴取を行っているところでございます。周知の方法といたしましては、県のホームページや県政情報センター、仙台を除く各地方振興事務所及び地域事務所にある県民サービスセンター、議会の図書室で評価調書の閲覧ができるようにしております。また、県政だより6月号への掲載、県政ラジオでの放送、関係する市町村の広報誌への掲載等により、広く県民の皆様へお知らせをしております。なお、県民の皆様からのご意見の提出状況につきましては、第3回部会で報告をする予定でございます。

次に、資料1をご覧ください。今年度の部会の進め方について説明いたします。今年度の部会の年間開催日程につきましては、既に各委員の皆様へお示ししておりますが、4月の第1回部会開催後、委員の皆様のご予定を確認させていただき、資料1のとおり決定させていただきました。既に開催済みの第1回部会を含めまして、部会を7回、現地調査を1回予定しております。部会等の開催内容としましては、本日、ご審議いただく農業農村整備7事業を含め、第2回から第4回の部会において、対象20事業の概略審議をお願いいたします。部会での審議が終了しましたら、対象事業ごとに事業継続が妥当かどうか、また、付帯意見の有無についての部会意見を取りまとめていただきます。なお、審議が終わらなかった事業につきましては、次回以降の部会において追加資料等の報告や詳細審議を行う予定で考えております。7月22日の第3回部会では道路5事業、砂防2事業、また、8月10日の第4回部会では、河川5事業、海岸1事業の概略審議をお願いいたします。この段階で、20事業すべての概略審議を終える予定であります。

終わらなかった場合の予備日としまして、8月27日を予定しております。

次に、現地調査についてですが、8月31日を予定しております。詳細審議に選定された事業を中心に実施していただくこととなりますが、現地調査自体の実施の有無や、調査対象事業の選定は概略審議を終えた段階で決定していただくこととなります。

詳細審議につきましては、10月9日の第5回部会及び10月23日の第6回部会を予定しておりますが、第6回部会では答申案を取りまとめていただくこととしております。また、「部会意見対応状況報告」も併せて行うこととしております。

答申につきましては、11月上旬を予定しております。また、年が明けて2月上旬となりますが、第7回部会では、「1次、2次事後評価報告」を行うこととしております。

以上が今年度の部会審議のスケジュールとなりますが、審議の状況等によりまして、部会の開催回数や内容が変更になる場合もございます。

説明は以上でございます。

林山部会長 どうもありがとうございました。ただいま審議資料と資料1についてご説明をいただきましたけれども、この件に関しましてご質問等ありますでしょうか。

それでは、今のご説明どおり、資料1の原案にもとづいて本部会を進めていくこととします。

それでは、次に議事の(2)の平成21年度公共事業再評価対象事業について、これも事務局の方からご説明お願いいたします。

行政評価室 事務局行政評価室の永澤と申します。座って説明させていただきます。

本年度の再評価対象事業の概要についてご説明いたします。

まず初めに、審議資料の4ページ、5ページをご覧ください。

公共事業再評価調書の概要としまして、各事業ごとに記載してございます。一番右側の欄、総合評価「県の対応方針(案)」ということで記載しておりますが、すべての事業について、事業継続の自己評価としてございます。

次に、資料2をご覧ください。A3の資料となりますが、重点評価実施基準の結果表になってございます。この基準の見方、考え方について簡単にご説明したいと思っております。

この重点評価実施基準は、評価条例施行規則に規定しています事業の進捗状況、社会経済情勢、効率性などの評価基準について、定量化できる部分を指標化し、その合計点をもとに詳細審議事業の選定や事業継続の適切性を判定する際の参考として使用いただくものです。

平成14年度から毎年度、その結果についてまとめたものを部会の方へ提出してございますが、部会からのご意見をもとに、試行錯誤を繰り返しながら指標内容を改善し、現在に至っております。

部会における重点評価実施基準結果表の使われ方については、現行では、事業種ごとの性格の違いや指標間の重みの違いなどをなかなか反映できていない状況がございまして、重点評価実施基準の結果から機械的に重点評価を実施する事業、つまり詳細審議を行う事業を選定するまでには至っておりませんが、再評価調書によるご審議をいただく際に、問題点の所在の可能性をわかりやすく示す参考資

料として部会へ提出してございます。

各指標について、簡単にご説明いたします。資料2の2ページ、3ページとあわせてご覧ください。

まず指標1の事業停滞年数をご説明いたします。現時点における事業の休止年数を示しております。点数については、これから説明する各指標についても同様になりますが、4段階のランクに分けて、0点から3点まで、同一の配点としております。各指標共通で、点数が高いほど問題や課題が大きいのだろうということを示しており、最大値3点の場合には、赤色で記載してございます。1枚目のA3の表で、赤色で最大値3点の場合は記載してございます。

次に指標2の事業工程乖離度についてですけれども、現在の事業進捗率と現計画における事業進捗率の差、つまり現計画に比べ、実際の進捗率が進んでいるのか遅れているのかを示すものです。

次に指標3事業工程延伸度。これは、初期設定工期に比べ、現計画における工期がどれくらい延びているかを示してございます。

次に指標4事業費増加度。これについては、当初に設定した全体事業費と現在の全体事業費の比較となっております。

その他指標5B/Cの最新値、指標6事業需要変化度についても、それぞれ同様に設定のランクづけをしまして、数値化してございます。

以上、簡単ではございますが、指標1から指標6までの点数の算出についてご説明いたしました。この指標1から6の点数を合計しまして、要再評価度というのを判定してございます。表でいうと一番右側の列になってございます。合計点数が低いほどその事業に問題が少なそう、逆に合計点数が高いほど問題が多そうということを示してございまして、0点から6点までをW、ホワイトカードとしております。7点から12点までをY、イエローカード、13点以上をオレンジカードという名称にしまして表示してございます。イエローカード、オレンジカードであった事業については、それぞれの色で、表の中で事業自体をマーキングしてございます。

以上の方法で今年度の20事業を見ますと、イエローカードに該当する事業は、黄色でマーキングしている6つの事業になりまして、赤字で記載の指標部分に問題がありそうだと推測することができます。

なお、今回オレンジカードに該当する事業はございませんでした。

本日の部会でご審議いただきます農業農村整備事業について結果状況を見ますと、事業番号14番、15番のかんがい排水事業2事業がイエローカードに該当してございますので、後ほどその要因を事業担当課の方から説明をいただきます。

なお、委員にお配りしております再評価調書のファイル、今日お持ちいただいたこの厚いファイルになりますが、こちらのファイルの中にも同じ重点評価実施基準の結果表をとじ込んでございます。部会審議の際には、毎回ご参考にしていただければと思っております。

同じくこの再評価調書のファイルの後ろの方になるのですが、平成16年度再評価時の答申、評価書、概略審議と詳細審議の論点整理表などを参考資料として綴じ込んでございます。再々評価の事業については、平成16年度の審議の論点も調書説明の際にあわせて行うようにしますが、委員の皆様あわせて同様にご活用いただければと思っております。

説明は以上でございます。

林山部会長      どうもありがとうございました。  
                    ただいま資料2を中心にご説明いただきましたけれども、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。  
                    それでは、議事の(2)の対象事業についての説明はこれで終わります。

林山部会長      それでは、事業の個別審議に入りたいと思いますが、議事日程に戻っていただきますと事業番号14番から20番の7つの農業農村整備事業について、今日ご審議いただくことになっております。

                    これは幾つかに分類できまして、14番から16番はかんがい排水事業という一つのカテゴリーになります。17番から19番が経営体育成基盤整備事業ということで一つのカテゴリーと。20番が湛水防除事業ということなので、大きく3つに分けまして、代表的なものを順番にご説明いただくということにいたしたいと思っております。

                    この3つのカテゴリーに分かれますので、各種事業種別に概ね20分程度のご説明をいただいて、各委員の皆様にご審議を諮るというやり方にしたいと思っております。一通りご説明いただいた後、7事業を一括して、どこからでも結構ですのご質問、ご意見等を承ってまとめていきたいと思っております。

                    冒頭、資料1のときに説明がございましたように、本日の審議で未回答部分がなく、委員の了解を得られた事業につきましては、継続を妥当と判断するという結論を出させていただきたいと思っておりますので、できるだけ忌たんのないご意見をこの場を出していただきたいと思っております。

                    この部会意見につきましては、10月の答申案を取りまとめる部会において最終的な判断をいたしますが、今日はひとりの結論を導きたいと考えております。

                    それでは、順次ご説明をお願いいたします。

農村整備課      本日ご審議いただきます農業農村整備事業の説明を担当させていただきます農村整備課の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

                    今回の対象となる事業につきましては、農業農村整備事業の中のかんがい排水事業、経営体育成基盤整備事業、この事業については通称ほ場整備事業と言われてございます。それと湛水防除事業の3事業でございます。

                    これらの事業は、農業生産の基盤となる基幹用排水施設の整備や農地の区画整理を行う事業であり、食糧の根幹となる米、麦、大豆などの土地利用型農業の展開や農業経営構造の改善に大きく資する事業であります。

                    現在、我が国の農業政策につきましては、担い手や集落営農組織が中心となる農業構造を確立するため、経営所得安定対策に取り組んでおります。

                    一方、食料自給率の向上や水田農業の構造改革に伴う米の生産調整の見直しなど、農業や農村を取り巻く環境については厳しい状況にあります。特に経営体育成基盤整備事業などは、農地の利用集積はもとより、担い手の育成や集落営農組織の設立などに大きく関わっており、関係農家のニーズも高く、大きな期待が寄せられている現状にあります。

                    個別事業の詳細につきましては、担当班長から説明申し上げますが、再評価の

要因となりました事業長期化の目途が立ちましたことから、全地区事業継続でいきたいと自己評価いたしております。よろしくご審議お願いいたします。

農村整備課　　続きまして、かんがい排水事業を担当しております小高と申します。よろしく  
お願いいたします。

それでは、かんがい排水事業3地区につきまして、私の方からご説明させていただきます。

最初に、事業番号14番の迫川上流地区についてご説明いたします。

まず、本地区の位置でございますが、再評価調書の12ページをご覧ください  
と思います。本地区は栗駒山系を源とした三迫川及び迫川沿いに展開している  
農地3,760ヘクタールを受益としておりまして、宮城県の栗原市を中心に一部登  
米市、隣の岩手県に若干またがっております。地図のピンク色の範囲が受益地で  
ございまして、黒線の部分が国営かんがい排水事業にて施工した区間であり、そ  
れに続く少し一段細い赤い色が今度の事業の区間でございます。

13ページには、地図が見づらいものですから、用水路の線を模式的に表示して  
おります。また、次の14ページには各年度に実施した範囲を再評価まで、それ以  
降と色分けして工事の状況を表示しております。

1ページの方にお戻りいただきます。

初めに事業の目的でございますけれども、この地域は、恒常的な用水不足に悩  
まされておりました、この問題を解決するために昭和51年から国営のかんがい排  
水事業が開始されて、ダムや頭首工、幹線用水路を整備してまいりました。国営  
事業は制度上、末端500ヘクタールまでという整備しか行えませんので、それよ  
り末端の施設整備を県営かんがい排水事業で県がやることになっております。

国営事業の全体受益は、約1万ヘクタールでございますけれども、附帯県営か  
んがい排水事業として、そのうち4ブロックに分割いたしまして、4ブロック4  
地区でございますけれども、2地区は既に完了しております。

本地区は、先ほど説明いたしました三迫川沿岸から下流の迫川、4地域に及ぶ  
国営受益のうちの1ブロックでございますが、3,760ヘクタールについて取り組  
んでおります。取り組みの内容は、用水施設の整備でございますが、用水の合理的  
の配分を行うことで農業経営の近代化や合理化を図るものでございます。

続きまして事業の内容でございますけれども、本地区では頭首工3カ所、揚水  
機場3カ所、用水路約4万メートルでございますけれども、40キロメートルの整  
備を計画しております。事業内容の変更につきましては、事業の着手時から見ま  
すと、頭首工と揚水機場が増えておりますけれども、これは事業採択後、詳細な  
検討を行った結果、老朽化が著しいということで、改修が必要と判断された施設  
でございます。また前回の再々評価時から用水路延長が2,332メートルほど短く  
なっておりますけれども、これは関連事業等の調整があって、延長を減じること  
ができたということでございます。

次に、事業費についてですけれども、再評価調書の2ページをお願いします。

本地区は、事業着手時61億3千万円の全体事業費でございますが、見直しによ  
って87億1千万円、25億8千万円の増額になっております。ただし、前回の再々  
評価時と比較しますと、15億7千万円の減額となっております。前回比較との減  
額の要因でございますけれども、頭首工の3カ所のうち1カ所で既設を利用した

改修ができたこと、河川協議等で安価な工法が認められたということによるものでございます。また、前にも述べましたけれども、関連事業等の調整で水路の延長が減になったということと、現在の請負差額等も大きく影響して減額になったものでございます。

なお、工種ごとの事業費増減につきましては、再評価調書の3ページの方に対照表を載せておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

続きまして、事業の進捗状況でございますけれども、再評価調書の3ページの中段以降に示しております。事業期間が相当長期に渡ってまいりましたが、前回の再々評価時に見直いたしました平成22年度の完了に向けて、計画どおり推移しております。長期化の要因といたしましては、どうしても国営事業の調整、あとは他事業との調整、河川協議を中心とした他官庁協議等がなかなかうまく進まない、それと長期に渡るということで、地方の財政状況が思わしくなくなって、そういった複合的要因によりまして、かなりの長期間になっております。

再評価調書4ページをお願いいたします。

そうしたものに向けて努力してまいりました結果、本年度までに全体事業費85億3千万円に対し97.9%の進捗になっております。今後の整備といたしまして、調書に頭首工などの水路が一部まだ残っていると記載しておりますけれども、修正が遅れまして、ほぼ水路については今年度で完了する見込みになっております。来年度以降で残るものは旧施設の撤去ということで、新しい堰を建設したことによって残っている堰2つの施設撤去のみでございます。

続いて、施設管理の分担ですけれども、水利施設に関しましては迫川上流土地改良区、あと管理用道路につきましては栗原市の方へ管理委託を行いまして現在良好な管理がされております。

再評価調書の5ページをお願いいたします。

事業の必要性でございますけれども、上位事業で国営かんがい排水事業の1期地区が平成8年度に既に完了しているということ、その後、国営事業は2期地区に分かれていまして、こちらの方も平成17年度で既に終わっております。これらの上位事業で整備された施設の効用を発揮するために、接続する県営かんがい排水事業の整備が急がれて、現在はその水路等につきましてほぼ終了している状況になっております。水不足の解消と水管理の合理化、維持管理の軽減、こういった面で大きく効果が既に現れております。

事業の波及効果といたしましては、用水が安定して取水できるようになったことによりまして、関連のほ場整備事業の方が、取り組みが待たれまして、大体取り組まれてきましたけれども、今後におきましては姉齒地区という193ヘクタールほどのほ場整備計画がございます。調書の6ページの方に、これからの予定の関連事業一覧を掲載しております。

続きまして、7ページをお願いいたします。

代替案の検討につきましては、お話ししたとおり、既に新規施設整備の方は終了しておりますので、検討の余地はないと考えております。

続きまして、コスト縮減でございますけれども、この調書にもございますように、頭首工とか揚水機場の監視システムの簡素化、現場の掘削残土を再利用、河川管理者との協議を重ねて、部分改修で了解いただいたというようなコスト縮減の内容で、かなり大幅に縮減されております。



続いて8ページをご覧くださいと思います。

8ページから費用対効果でございます。以後の2地区もそうですけれども、農林水産省で示している土地改良の経済効果の算定に基づきまして、すべて効果を算出しております。

便益につきましては、作物生産効果、営農経費節減効果、維持管理費節減効果、更新効果、安全性向上効果で、廃止する施設があったら廃用損失額、デッドコストを差し引いております。

前回の再々評価から変更になった部分につきましては、作物生産効果については、導入作物、農産物の価格、作付面積が変更になったことによります。営農経費節減効果は、導入作物の変更による減額となっております。維持管理費節減効果の減額につきましては、各施設の維持管理費の見直しによるものでございます。更新効果は、各施設の見直し、また安全性向上効果は、関連事業の見直し、それと公共施設保全効果につきましては、耐用年数に応じた資本還元率の見直しによる減額でございます。

なお、この効果につきましては、22ページから24ページまでに内訳及び分析関係につきまして添付しております。ここでは説明は省略させていただきます。

これらをもとに費用便益を算出いたしますと、今回1.03というB/C値となっております。

次に再評価調書の9ページをお願いいたします。

環境への影響と対策でございますが、栗原市では田園環境マスタープランを策定しております、ここのエリアは環境配慮区域という、あまり無理をしない普通の環境配慮をなさうというような区域となっております。

事業に伴う環境配慮計画策定というものをやっているのですけれども、そのときの生態系調査のときにもメダカなどを確認しており、工事におきましては、十分に環境に配慮した形で重機等の対応を行っております。

続きまして、評価部会意見ということで平成11年度に再評価を受けまして、そのときに意見をいただいております。その時は、国営事業、他官庁協議を円滑に進めるといようなご指摘を受けておりますので、ここに書いてあります対応方針に基づきまして努力いたしまして、先にも申し上げましたけれども、来年度完了に向けて頑張っております。

本地区の残事業になりますけれども、事業費で1億8千万円ほど、パーセンテージとすると2.1%を残すのみでございますので、地元関係者も早期完了を要望していることもあり、この事業の継続についてよろしくお願いいたします。

以上で迫川上流地区の説明を終わらせていただきます。

林山部会長 事務局に提案ですけれども、事前に委員の皆さんにファイルをお配りしているのですが、ポイントだけご説明いただいて、むしろ質問を中心にやった方がいいと思うんですけれどもいかがなものでしょうか。一通り説明を受けた方がいいと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、ある程度読んでいますので、ここを聞きたいというふうに逆に質問する形の方が時間をうまく使えるような気がするのですが、よろしいでしょうか。

ですから、ここをもうちょっと説明してくださいという質問ももちろんありという形で、進めさせていただきます。

では、1個ずつ順番にいきましょうか。

行政評価室 個別事業審議の前に、お配りしている資料のうち、資料3として残事業に係る費用対効果分析算定資料というのがございます。こちらはそれぞれの事業に共通する農業農村整備事業の残事業のB/Cの考え方ということでまとめておる資料になってございます。こちらを一通り最初に説明する形でよろしいですか。

林山部会長 はい。資料3の説明よろしくお願いたします。

農村振興課 農村振興課の谷口と申します。

資料3については、すべての事業に関わってきますので、私の方から一括してご説明させていただきたいと思っております。

残事業に係る費用対効果分析ということで、第1回の公共事業評価部会の時にお話をいただいております。

ただ、今日ご説明をしようと思っておりますのが、実は農業農村整備事業というのは特殊な部分を抱えておまして、特にその効果算定の部分では、残事業効果というものを正確に算出するのはなかなか難しい事業になっております。今回算定をしてみましたけれども、その概要についてご説明をさせていただきます。

資料3をお開きください。一部図で説明をしないとなかなかわかりづらいところがございますので、パワーポイントの方も用意をしました。こちらでお声がけをしながら、画面の方をご覧になっていただきながらご理解を賜りたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

資料3の方に、残事業に係る費用対効果分析算定資料ということで、表紙に項目が書いてございます。算定方法、それから判定結果というような形で、今回7事業に係る部分について資料を作成しております。

1ページを開いていただきます。

算定方法については、農業農村整備事業の効果でございますけれども、今、かんがい排水事業で概略をお聞きいただいたのですが、農業の経営や農業上の効果、そういった部分を重点的に算定するような形で行われております。付随的に発生する公的な効果、例えば環境の配慮だったり、施設の更新だったり、そういった部分も複合的に算定をされて、画一的に定量化することがなかなか難しいような状態で、事業種や事業目的によって効果の把握を行っております。そういった部分が、1ページの(1)のところの から、先ほどお話ししたとおり所得の増大とか、投下労働力の節減、生産経費の節減、施設の維持管理費の節減、そういった形の部分の効果を算定してございます。1ページの真ん中の方に、ほ場整備やかんがい排水をしたことによって、いろいろな農業所得の増大とか作業の軽減といえますか大型機械で高速にできるようになったような利便性の写真を添付してございます。

それから、1ページの(2)でございますけれども、事業効果の算定方法に関しましては、実は農業農村整備事業というのは、事業が完了して、そのまますぐ効果が発揮されるというような形の効果ばかりではなくて、農業構造を変える、例えばほ場整備をして農地が大きくなるというような形のスケールメリットが出ますけれども、そこでいろいろな形で大型機械が導入されたり、それからそこで

耕作をする担い手，コアになる農業者の方々に農地が集積をされていくというような農業構造の変化に伴って出てくるような効果，実はそういったものを想定して，おおむね 10 年後の将来の姿をある程度イメージしながら効果を算定しているというような特殊な形の効果算定をさせていただきます。

パワーポイントの方をご覧になっていただきたいのですが，資料の方にも同じ図を添付してございます。上の図が農業農村整備事業を実施する前で，田んぼの形は小さく，道路も網の目のような形で狭く，なかなか通りにくい，そういった状況に事業を入れることによって，下の図のように区画は大きく定形で，道路も通りやすいような形，それから用水も安定に供給できるという，こういった形の事業展開をするものでございます。

次のページを開いていただきまして，2 ページの方は特殊なので，一つだけお話をさせていただきますけれども，こちらがわかりやすい形で提示させていただいたページなのですが，このページの上の方の左隅の部分，この部分が事業を実施する前，田んぼは小さくて，道路も曲がって，水路も途切れ途切れになってございます。これに事業をいたしますと，真ん中の形の区域の図になり，この時点では，実はここに着色をさせていただきますのが，各農地の所有者をイメージしています。紫，緑，それから黄色の部分がコアになる農業者の方が耕作をするエリア。事業が終わった時点では真ん中の形ですが，これが先ほどお話ししたとおり，概ね 10 年先を見ておりますけれども，コアとなる農業者の方に農地が集積をされていく。そうすると，スケールメリットと農業構造そのものも変わっていく。そして，だんだん効果も少しずつ上がっていくというようなイメージです。下の部分の図でございましてけれども，これが石巻の桃生町というところの地区で，実際の状況の図面です。こちらがほ場整備をする前，それからこちらがほ場整備をして何年かたった後で，この黄色で表示しておりますのが，農地が集約をされているところです。その状況は，実際航空写真で見ますとこういう形で，緑の部分でまとまって転作をしているのが見られます。このように，残事業効果を算出する場合に，いろいろな支障を抱えております。

次のページをお開きください。4 ページでございまして。

実際にこの残事業効果を出すという形になった場合に，こちらのパワーポイントの方で上の方の表，これが全体の事業実施地区だといいますと，一部すべてが終わったところ，それから一部事業が残っているところ，まだ未着手のところと再評価を受ける時点ではこういった事態が想定をされます。そういった事態が想定された場合に，5 ページをお開きください。パワーポイントの方もございましてこちらもお開きください。そうしますと，A 区域が，すべて整備が終わったところ，B 区域が一部整備が残っているところ，C 区域はすべて整備が済んでいないところ。実際に事業が終わった時点の効果というのが，ここにラインがございまして，こちらのラインになります。こちらが事業を単純に実施したときの効果です。ここに乗っかっている上の効果はどういう効果かと言いますと，先ほどお話しした集積だったり，機械が大型化していったり，そういった形で事業完了後に少しずつ出てくる効果が上に乗っております。

本来，再評価時点でこういう状態を考えますと，この赤の区域が残事業効果という形の捉え方ができます。これを求めるときにこういった課題があるかというのが，実は 5 ページの下の 2 ) 残事業 B / C の算定に係る課題と書いてござい

すけれども、先ほど事業担当課の方からお話があったとおり、農林水産省の経済効果算定マニュアルに基づいてB/Cを算出しておりますが、事業全体に係る効果を想定して、いろんなマニュアルの想定がされております。残事業B/Cについては、同省の事業評価においても実施に係る規定がないために、算定手法が確立されておられません。

それから、従来から算定している事業全体に係る事業効果については、何度もお話しするとおり、その将来構想に基づく事業構造や土地利用等で事業全体地域にわたって営農が展開されるというような前提に基づいて計算の係数が定められております。そういった部分がありまして、この図4の部分ですが、こういった本来なかなか算定しにくい上の方の事業が終わった後に出てくる効果の部分が、なかなか算定しにくい状況ということです。

ここの部分に関しては、土地利用集積が進むということで、実はこの区域だけで算出することができません。地域全体として、このエリアで営農が行われるという前提条件のもとにここの部分が出てくるということなので、その辺が特に難しい部分ということになります。

それでは、この事業で、残事業B/Cの算定に係る対応をどういうふうな形にしようかということで、部会長のご指導もいただきながら当課の方で考えてみました。ページについては、6ページの3)でございます。

公共事業再評価に係る現実的な対応を確立するため、実は先ほど言ったように将来的な構想の諸係数を求めようとするすると、営農状況とか、土地利用の状況とか、作物の生産状況というのを、この時点で膨大な資料を集めて分析をする必要があります。そういった部分が、費用も、それから時間的な労力という部分でもなかなか難しいので、今回その現実的な対応を確立するために、若干簡素化した算定をご提案したい。事業効果に大きく影響している事業の整備率、そういったものを指標に使用して、今回簡易な算定式をご提案しております。それが6ページの(1)でございます。

この部分、こちらのパワーポイントの方で若干簡単にご説明をしますと、先ほどの図4のところ、上の方に事業完了後に出てくる効果の部分がございまして。そういった部分も含めて、事業が完了するまで効果は全く発現をしない。要はその上限、事業費はどんどん増加をされていきますけれども、効果は、最終的に事業が完了しないと発揮しない。これがその緑のラインです。この表につきましては、縦軸に全体効果に対する残事業効果の比率、横軸にこの事業費に対する累加事業費の割合を指標として図を作っております。緑のところは事業完了時まで、ここから累加事業費が100%になるまで効果は発揮をしないので、100%のままずっと残る。そうすると本当の事業の効果という部分は、どういうことになるんだということで、実は事業費の実施割合によって、効果は後から出てくる効果も継続して出てくる。それは、事業費を増加した部分、完了後の効果も含めて出るというような形の割合で求めていきますと、こういった直線になります。本来の真の事業効果についてはこの赤線、要は事業が終わった後、スケールメリットと、ここで大型機械を投入することによって若干先ほどの事業完了後に出てくる部分も複雑に出てまいりますので、実はここの再評価時点、これが1点鎖線ですが、この時点で下限値の効果、それから上限値の効果、この赤でその網掛けした範囲内に、実は真の残事業効果というのがあるというような捉え方をしております。

7ページをお開きください。

そうすると、その上限と下限というものを、式をどういう形で考えればいいのかという部分で、まず上限値につきましては、今お話ししたとおり、全く事業完了まで効果が出ないという想定です。この表の図6の部分ですが、こちらのパワーポイントの方でこの青色の部分、これが全体効果、まだ出ていないその部分が算定上の効果になります。真の効果につきましては、本来はこの赤でくくったところ、本来事業が終わってればここまで出ているというような形になります。それがこの上限、100%効果が出ていない。

それから8ページ。こちらが、その事業費率に基づいて、上の直接事業に関係ない構造の変化によって出てくる効果の部分。この部分も出る。A区域につきましては、全部事業が済んでおりますので、上のこの部分も効果として既に発現をしている。それから、B区域は、一部事業が残っておりますけれども、事業が残っている部分だけ上の構造的な効果が出る部分、構造的な効果が出る部分も残る。それから、全く事業に着手していないところは、ここは全く出てこない。今回、下限値で算定するのはこの青の範囲になります。

こういった形の考え方をしまして、下限値の算定方法につきましては、9ページをお開きください。そうすると事業費の率によってその効果が出てくるという考え方をいたしますので、9ページの のところ、事業の全体効果がございませう。ここに関して、各事業ごとに水路だったり、区画整理だったり、客土だったり、そういった工種を抱えておりますので、工種の事業費率を出しております。その事業費率に基づいて全体効果を切り分けまして、工種ごとの全体効果額を算定します。 のところで、この全体効果額に関して、今度は工種ごとに残っている整備率を掛けていきます。そうすると、工種ごとの残事業効果額が出てまいります。これを足し込みまして、再評価時点の事業全体効果額残金を効果額という形で下限値を設定したいと。そうしますと、 のところで、再評価以降の全体効果額÷再評価事業の残事業費、これによりまして残事業B/Cを出す。これが下限値でございませう。

それで、上限値と下限値が、その残事業B/Cが1以上であれば、事業継続というような判断をしていただきたいなということでご提案をさせていただきたいと思っております。その部分が10ページでございませう。10ページの(2)のところ、今お話しした内容が書いてございませう。

それから、4)残事業B/Cの算定に係る特例ということで、今回事業的には特殊な事業が何地区かございませう。具体的には3地区なんですけれども、この部分に対しては、今かんがい排水事業でご説明をした地区で、施設の撤去しか残っていない事業がございませう。そういった部分に関しては、残事業B/Cを算定するのが非常に難しいので、今回施設を撤去する、本体事業はもうほぼ終わっている事業に関しましては、今回その算定をしないというような特例をお願いをしたい。

その算定結果でございませうけれども、11ページの2算定結果のところ、ございませう。パワーポイントの方にも表示しておりますけれども、この表で、先ほどお話しした上限における残事業B/C、それから下限における残事業B/Cということで比較をして、列挙をさせていただいております。今回、撤去だけというのが3事業ございまして、この表で、迫川上流地区、迫川上流3期地区、それから一番下の湛水防除の槻木地区というのがございませう。こちらについては、今言っ

た理由から、算定を控えさせていただいております。その算定の詳細につきましては、11 ページから 23 ページまで、表を添付してございます。

概要については以上です。

林山部会長 どうもありがとうございました。

この部会の仕事は、新規事業を認めるかどうかということではなくて、未完成のものを継続するかどうかということがポイントです。ですから、残事業の B / C というのは極めて重要な話になってきますので、今回いろいろご苦労されて簡便法にもかかわらず作業をしていただいたと。

ただし、ちょっと苦言を呈させていただきますと、先ほど 14 番の案件についてご説明いただいたのですが、これは施設撤去だけだからというお話が今あったとすると、プレゼンするのはおかしい話で、この大崎西部のようなものを代表例として説明していただかないと、我々は関連性が分からないということになるかと思えます。

それでは、まず、今この資料 3 の 10 ページの残事業 B / C というのをご参考にさせていただきながら、順番に 1 個ずつ案件にいきたいと思うのですが、今ご説明があったように、迫川上流と迫川上流 3 期は、年数でいくと再評価にかかってきているのですけれども、古い施設を撤去するだけだということのご趣旨だと思えますので、あまり問題が無いと思うんですが、皆さんご意見あるかと思えますので、まず 14 番の迫川上流地区について、ご質問等承りたいと思えます。

河野 委員 先ほど部会長が言ったように、私も残事業の B / C のみが重要なので、この事業には余り質問はないのですが、ただ、質問で前々回、前回の再々評価時に、この B が、B というのは便益ですが、5,134,443 千円であったのが今回は 4,198,344 千円ということでかなり減っているんです。この B が減った理由というのは、どういうものなのかなと。

それから、前回、どうしてこんなに B が大きいのかなという、B というのはあまり変わらないのかなと思ったんですが、それについてちょっと質問です。

農村整備課 便益について減っておる状況につきましては、まずは作物生産効果等の営農に係る部分につきまして、現況の作物の作付生産体系を、実績に合わせるような形で見直しているということで、大きく減じております。

その他につきましては、多少、中身を見直して減じているということです。一番大きいのは、一つには作物生産効果等で申しますと米価の低迷、営農経費の節減も一番大きく減額になっておるんですけれども、それにつきましては、かつて二作体系で大麦にしておったものを、現在その裏作の方をしないということで、そういったものを削除した結果、B の方が前回より下回ったというような状況になっております。

林山部会長 それでは私もこの 8 ページでちょっと質問があるんですけど、この便益項目の下から 4 つ目の還元率  $\times (1 + \text{建設利息率})$ 、これは何に使うんですか。現在価値化のときに使うということですか。

農村整備課 お答え申し上げます。  
この表にございますように、は、この下に総便益 ÷ - となっておりますので、その資本還元的な考え方で割り戻して使っております。

林山部会長 総便益と現在価値、これ一緒になっていますよね。だけど、このページの一番上のところには、社会的割引率4%と書いてありますよね。これはどう還元するんですか。通常は、現在価値化するときというのは、社会的割引率で現在価値化するんですよ。これなぜこういう計算が必要なのかというのを教えていただきたいんですけど。

逆に言うと、8ページの上から2行目のところに社会的割引率4%と書いてありますよね。これは一体どこで使っているんですか。

すぐ分からなかったら後で結構ですので。他ご質問等、14番の案件、迫川上流につきましていかがでしょうか。

橋本副部長 この案件に限ったことではないのですが、いろいろわかりませんので、基本的な見方を教えてください。

8ページの費用項目ですが、本事業と関連事業で合計建設費とありますが、本事業というのがこの事業で、関連事業というのは、どこまでの範囲をいうんでしょうか。国営かんがい排水事業等も含まれているんでしょうか。

農村整備課 今ご指摘あったとおり、国営かんがい排水事業のこの受益割の部分も含まれております。あとは関連したほ場整備事業が含まれております。

橋本副部長 そうしますと、この全体の事業の中で、まだ完了していない部分というのは、本事業以外にもあるということですよ。あるといいますか、この案件に限らず、あり得るということですね。

農村整備課 そのようにご理解していただいて結構です。

橋本副部長 ありがとうございます。  
あともう一つ、2ページの事業費なんですけど、ここの全体事業費、この金額については、進捗率、こちらの場合は90何%ですが、その分については実績で、それ以外については予算であると考えてよろしいでしょうか。

農村整備課 はい、そのとおりでございます。

橋本副部長 そうしますと、予算も含めまして費用分担者というのが、関係者が何名かいるわけですが、そちらとの話というんでしょうか、調整はついているという理解でよろしいんですか。

農村整備課 そのとおりでございます。

橋本副部長 ありがとうございます。

林山部会長 よろしいですか。

僕の勘違いかもしれませんが、今、橋本副部長のお話になっていた費用項目を見て、本事業よりも関連事業の方がお金が高いというのは、何か違和感を感じるんですけど、本体の方が小さくて周辺が多いみたい。それは僕の勘違いですか。

農村整備課 この事業自体が、フルネームで申しますと国営かんがい排水事業附帯の県営かんがい排水事業ということで、全体は国営の事業の中でランドデザインができておまして、その末端条件が、先ほどご説明申しましたとおり、500ヘクタールまでは国の持ち分、それ以下は県ということになっておりますので、国の方が大きくなっています。

林山部会長 どうもありがとうございました。

この14番の事業につきましては、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

富樫 委員 1点だけよろしいですか。耐用年数の考え方を教えていただきたいと思います。

農村整備課 耐用年数につきましては、それぞれの整備工種ごとの耐用年数を事業費相当分で加重平均にいたしまして、それでその耐用年数ということで算出しております。

林山部会長 よろしいでしょうか。

橋本副部長 もう一つよろしいですか。今の耐用年数に関しまして、コスト縮減のところの岩淵頭首工のところは7億、全面改修から既設利用による部分改修に変更とあるのですが、これについては耐用年数への影響というものはあるのでしょうか。

農村整備課 最終的に投資する事業費割合で見直しをかけております。

林山部会長 よろしいですか。僕はよくわからないんですけど。

橋本副部長 といいですか、全面改修より多少耐用年数が短くなるのかなということだったんですが、その影響は。

農村整備課 大変失礼いたしました。既存の施設をできるだけ活用するというものではございますけれども、当然改修したのと同じ程度の耐用年数を期待できるという工法でもって既存施設を極力利用して改修したということで、本来は、当初の計画だと可動堰といいましてゲートができるような全面改修の形を想定しておったんですけども、今回、現況は固定堰で、そのままコンクリート強度をその50年なり何年なりを保証できるような工法で安価に、コスト縮減したもので改修できたということで、耐用年数については保証されているということです。

橋本副部長 わかりました。



林山部会長 よろしいですか。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。14番の迫川上流地区につきまして、これはご担当課からの原案は「事業継続」という案ですので、特にご意見がなければ、原案に基づいて「事業継続」という判断をさせていただきたいと存じます。

では、事業番号15番の迫川上流3期地区、これも旧施設撤去のみにつき省略ということで、残事業B/C等は計算されていないんですが、簡単で結構ですので、今、審議した迫川上流のものと、今度の迫川上流3期というものとの違いを分かるようにご説明いただければありがたいんですが。

農村整備課 それでは、迫川上流3期につきましてご説明させていただきます。

本地区も、先ほど説明した迫川上流と同じく、全体のランドデザインは国営かんがい排水事業で策定されたその末端の整備という位置づけになっております。

なお、先ほどもお話し申し上げたとおり、4つのブロックに分けて4地区で国営の附帯かんがい排水事業を実施しておりますけれども、そのうちの1つということでございます。

位置的には、地図をごらんいただきまして、ちょっと方位がばらばらになっていて確認が難しいところなんですけれども、12ページの着色してある部分につきまして、迫川の流域に沿った、支流も含めてですけれども、その土地のおおむね3,000ヘクタールについての整備です。先ほどは、川が2つほど上流の部分が迫川上流、あえて1期と申しますけれども、1期地区でございました。今度は、その2つほど下流の比較的南側のエリア、ここが迫川上流3期地区として事業化した部分でございます。

その事業目的やその他の考え方につきましては、全く先ほどの地区と同じでございませう。

林山部会長 どうもありがとうございました。

それでは、この15番の迫川上流3期につきまして、ご意見ご質問等ございましたら承りたいと思います。いかがでしょうか。

橋本副部会長 事業継続等と直接関係ないかもしれないのですが、8ページの便益項目の作物生産効果。それが事業着手時から見ますと10分の1ぐらいになっているんですが、その点については、いろいろな便益の中でそこまで重要な指標ではないといえますか、これでいいのだということなんでしょうか。

農村整備課 確かに作物生産効果につきましては、かなり当初に比べると低くなっておりますけれども、一つは先ほどもお話ししましたけれども、作物価格の下落による問題だと、ただ一番大きい影響が、基本的に当初は表・裏という二作の体系で作物生産効果を考えておりました。これに対して、実際今の農地の利用状況等を勘案いたしますと、計画の方であまりにも期待を持った将来計画をし過ぎたという反省のもとに、実績に基づいて算定したその結果によるものです。

橋本副部会長 ちなみに現在の作物生産は、ざっくり言ってどの程度のオーダーの金額になる

んでしょうか。これに対応する分としては。これは増加分ですよ。

農村整備課 分析資料の方の 22 ページの上の表をごらんいただきたいのですが、ここでは水田の方を対象にしております、この表にあるように現況と計画、そしてそれに基づく右側の箱で囲んだ部分が効果額でございますけれども、このような状況になっております。

先ほど説明不足だった部分がありまして、一つは、現況と計画につきましても、長期に渡っている地区でございますので、当初の考え方というか当初の事業を起こした時点では、現況作物につきましても、収量等もあまり上がらないようなそういった整備状況であったと。そこをベースにして計画というものを対比しております。ここで現況作物の作付面積につきましては、近年の統計をとりまして反映させておりまして、見直しされております。その結果においても、当初に比べてかなり小さい効果額になったということです。

林山部会長 よろしいですか。

河野 委員 ちょっと関連すると思うので。

まず、話は変わります。再評価のこの意義は、一つはこの事業をこれから進めるか、進めないかということ。それは残事業の B / C だけでいいんですが、過去の費用便益分析が正しかったかどうかということももう一つ意義としてあると思うんですね。その観点から質問したいんですけども、先ほど質問がありました作物生産効果が 10 分の 1 になったというのは今説明いただきましたが、そのかわりに更新効果が非常に大きくなっています。更新効果とは何ぞやと思って下を見ても、土地改良施設の再整備により従前の生産が維持される効果と。維持されただけだったら効果じゃないと思うのですが、さらにその下を見ると、更新効果の増額は、各施設費用の見直しによると。費用の見直しによるとというのが、まず何でこれがベネフィットに関係してくるのかわからないので、簡単ならば説明していただきたいのですが。

農村整備課 更新効果という考え方につきましては農水省の考え方で、ある意味ちょっと特異といいますか、算出手法につきましていろいろ議論されているというふう聞いております。

それで、一つはその効果の出し方です。参考に付けました分析の考え方ですが、22 ページでございますけれども、下の方の の更新効果というところで、施設を再建設するために必要な最経済的事業費に還元率を掛けた形で算出しております、事業の見直しという意味合いから申しますと、この再建設をする場合の効果額というか再建設費用、それも経済的に建設した場合の費用ということで採用しております、その額に対して還元率を掛けた効果額というような考え方で、農林水産省の効果基準に基づきまして算出しております。

河野 委員 ということは、逆に各施設費用が上がってきたと、前よりも上がってきたので、その更新費用が節減できるようになったということですかね。その辺がまだ理解できていないので。かなり上がっていますから。

農村整備課 基本的にはそのようにお考えいただいているのですけれども、相当上がったということに関しては、今日、私、今、資料とか持ち合わせていないので、不明な部分がございますけれども、一部更新効果の見落とし等もあって、多少追加した部分もあります。

林山部会長 よろしいですか。いかがでしょうか。

橋本副部長 そうしますと、施設の費用が増えれば更新効果も増えるということと理解してよろしいですか。

農村整備課 更新にかかる費用、最経済的な費用が上がれば、今の計算式に基づいて上がるということで、皆々だから高く更新すればいいものではなくて、それを今の施設機能を保証するために造り直す費用、もしくはある施設を統合して、その施設に見合う分の金額、そちらの方と比べて、今の施設機能を保証するその効果を評価する上でどちらが最も経済的かということで判断して算出しております。確かにそういう意味では最適な更新額が上がれば、上がるというようなシステムでございます。

林山部会長 あんまり便益にとってはいけないんじゃないかな。

橋本副部長 そうですね。

林山部会長 私の稚拙な理解だと、50型のプラズマテレビ買いましたと。壊れましたと。修理に出したいと。50型ですからかなり高いですよ。そうしたら更新効果は大きいことになるんですよ。小さいテレビ、安い1,000円か2,000円で売っているようなものを直しても、もともとの値段が安いので更新効果は小さいということですよ。そういう解釈ですよ。もともといい物だから直したら価値が復元したという解釈ですよ。

農村整備課 我々が使っている施設について、ちょっと今の表現はちょっと。

林山部会長 今の表現が適切かどうかはわかりませんが、大体ニュアンス的にそういう感じですよ。

農村整備課 そういうことなんですけれども、基本的にはそういう考えでございます。

林山部会長 これは農林水産省が問題で、ご担当部局が問題とは思いませんけれども、農水省が問題でしょうね。

ほかはいかがでしょう。よろしいですか。いろいろ数字が微妙に動くとか、定義がほかの公共事業とちょっと違うというご意見があるみたいですが、とりあえずこれは旧施設撤去のみということで、残事業B/Cは計算されていないですが、トータルで今回の再々評価でも1.12という結果が出ているということなので、

原案どおり継続ということで結論づけたいと思うのですが、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

では、大崎西部 2 期について、これは事業番号が 16 番になります。これで特徴的なことがあれば、簡単にご説明いただければありがたいのですが。

#### 農村整備課

それでは、時間の方にも限りがあるようでございますので、特徴的な部分につきましてご説明を申し上げたいと思います。

本地区につきましても、前の地区と同じように上位の国営事業がございまして、それでグランドデザインができております。その附帯のかんがい排水事業ということで、対象施設も用水施設の改修もしくは建設ということになっております。

先ほどと位置が若干変わりますので、10 ページをごらんいただきたいと思えます。地図を見ながら、簡潔に内容を説明させていただきたいと思えます。

位置につきましては、旧古川市です。真ん中にちょっと写っているようなんですけれども新幹線が走っておりまして、その地区の上の方に 1 級河川の江合川、南の方に鳴瀬川、それから鳴瀬川支流の多田川ということです。それから、真ん中の新江合川、江合川と鳴瀬川を結ぶ川がありまして、ちょうどこれで当地区の受益が二分されるような、そういった位置関係にございます。

本事業で改修するメニューにつきましては、用水路工が 3 路線、この図で申しますと赤いペンで引いてある 3 路線、あと揚水機場が 2 カ所、このような整備の内容になっております。

本地区の事業の目的等は、先ほど来ご説明している国営附帯の事業でございますので、全く同じなので割愛させていただきます。

事業費につきましては、17 億 7 千万が 15 億 8 千万ということで、現在減額になっております。ただ、着手が平成 12 年ということでございましたけれども、再評価を受けるとということで 10 年経過し、現在、完了予定が再来年、平成 23 年度ということになっております。この遅れた要因といたしましては、やはり大崎地域、大崎耕土と申しますけれども、旧古川市を中心にした地域につきまして、基盤整備がおくれていたということで、集中的に整備が進められたと。ガット・ウルグアイラウンドの対策等も含めて集中的に対策を行えたということです。国営事業を初め、当時、農業農村整備事業も、3 ページに一覧表示しておりますけれども、このように非常に多くの事業が集中的に採択され、整備継続されていたということで、なかなか完了間近の地区に重点的に予算配分とか、もしくはバランスある予算、進捗管理等しなくちゃいけないということで、どうしても遅れがちになって今日に至っているというような状況にございます。

この 7 ページの、先ほど来のご指摘ありますけれども、効果額の中で申しますと、年総効果額のうちの作物生産、やはりこちらがかなり大きく減額になっております。この要因につきましては、前の 2 地区は裏作等の見直しというお話をしましたけれども、ここは振興畑作物の見直しが大きく影響しております。ここも当初の計画を現在の実績に見直しをかけたということで、作物生産効果につきましては、減額になっているという状況にございます。

ただ結果的には、全体事業費の変更もございましたので、当初に比べまして 1.03 から 1.08 ということで効果の方は若干上向いているという結果になってご

ざいます。

本地区につきましては、主な説明は以上でございます。

林山部会長 どうもありがとうございました。

いかがでしょうか。資料3の方には、残事業B/Cの上限と下限、上限が14.37で下限が5.14という数字がはじかれております。ご質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

河野 委員 残事業B/C、下限が5.14ということで、事業を進めることについては何の意見もないのですが、問題無いと思うのですが、先ほどからずっと見ていると、トータルのB/Cがほぼ1というのが多いですね。私はこの農業関係のB/Cをちゃんと見るのは初めてなのですが、概ねこういう状況なんですか。

というのは、もしB/Cが1だと、税金100万円を投入して、これは農業のベネフィットですから、その100万円は農業にそのまま移転していただいただけなんですよね、1だと。事業としては、それが有用かどうかというのはともかくとして、そういう意味を持ってしまうということなんです。多くの農業関係のB/Cというのは、概ねこの1あたりを動くんですか。

農村整備課 農業農村整備事業につきましては、地元負担というのが必ず伴います。それで、できるだけこの費用対効果については、費用もそうですし、効果に合わせた事業といえますか、できるだけ抑えた形にしているものですから、1に近いような形でこれまで出している部分は多いです。

河野 委員 今の話だと。

農村整備課 地元負担というのが必ず伴います。今回の事業でもそうなんです。かんがい排水事業で10アール当たり事業費が10万円かかるとすれば、受益者の皆さんはそれの10%の1万円の負担金が伴うわけです。そうしますと、幾らでも事業を投下すればいいということだけじゃなくて、その辺りを踏まえながら、全体的な事業を精査しながら事業費を算定するわけです。

河野 委員 ということは、ここのCのコストの方には、地元負担は入っていないんですか。

農村整備課 入っています。

河野 委員 入っていると、その1近くになるという理由が僕はちょっとわからない。

農村整備課 できるだけ負担を少ないように、効果的にといえますか。

河野 委員 B/Cに応じて地元負担が変わるわけですか。

農村整備課 それはいいです。

河野 委員 だからその1あたりになる理由が、今の話でそうなっていますが。

林山部会長 効率的なプロジェクトじゃないということでしょう。簡単に言ってしまうと、100万円投下して100万円の価値しかないとする、受益に現金100万円配っても同じことということなんです。それで、そんなに低いんですかというのが河野委員の質問で、もっと効率的な農業関係プロジェクトはあるんじゃないですかということだと思っただけです。

農村振興課 ちょっと補足をさせていただきたいと思います。  
先ほど資料3でご説明をしたんですが、資料3の11ページを開いていただいでよろしいでしょうか。

資料3の11ページのところに、農業農村整備事業に係る経済効果項目の体系と工種別効果項目というところで載せてございます。

今の補足をさせていただきますと、農業農村整備事業で主に見ている効果というのが、体系で言いますと、その左の方に事業効果、それから、ディレクトリで分かれておりますが、一番上のところに農業生産性向上効果とございます。主にここの効果で事業の効果を算定してございます。

河野先生がおっしゃるとおり、農業生産性向上効果のところに特化して効果算定をしますと、1に近い状態の効果、それでこれに見合うような事業展開をしていきます。ただ、実際に事業をいたしますと、下の方に農村定住条件整備効果とか農村環境保全効果、要は農業を営んでいくことによって地域の環境も守られるというような効果も付随的に発生いたします。ただし、この部分というのは、なかなか算定が難しい状況でございます。手法も確立されておりませんので、本来そういった形で、今我々が算定している以外の効果も、実は事業を実施すると地域には効果が発生している。ただ、今お話ししたとおり、農業生産性向上効果のところに特化をしていますので、この効果に見合う事業展開をしているという形の事業計画になっておりますので、1に近い状態のB/Cになっているという現状でございます。

林山部会長 よろしいですか。他いかがでしょうか。

小野寺委員 今のような質問なんですけれども、同じように1に近いということは、現状の中では区画の中の農家の方々の負担は無いということですか。

農村振興課 負担が無いということではなくて、簡単にご説明をしますと、例えば10アールの田んぼを整備をするときに100万かかります。100万のうちその50%、これは国が今現状で負担をしております。それから、県が30%、市が10%、農家が10%。10%というと、事業によって大分違うんですけれども、そういった形の負担をして、その100万円に対して100万の効果が出るということです。その中には、農家の方の負担も必然的に事業費の中に含まれています。だからただということではなくて、本来であれば、公共事業であれば、例えば河川とか、道路とか、そういった部分は、国とか県の自治体の費用で賄われますけれども、我々の事業については、直接的な受益を被る農家の方々にも負担をいただいている。その負担の

中でB / Cをトータルではじいていますので、農家の負担がただとかそういったものとは違います。

林山部会長 よろしいですか。他いかがでしょうか。

山本 委員 今のご説明と多分同じことなんですけれども、まともな形になっていて、先ほど河野先生のご指摘のとおり、だいたい農林関係のものは1.0 幾つというのが多いんです。宮城県の公共事業評価から出てくる資料は、大変正直になっているなと思っているのは、いわゆる生産性に関わるのところだけで基本的に1を超えるかどうかというふうに出しているというところで、ヨーロッパなどの農業政策ではかなり議論される農業の持っている国土保全とか景観の保護とか、広域機能みたいなものについては数字上出しづらいのということを出していませんが、他方数字として出していけるので、算定しづらいんだけど、世界的には割と出して、全く評価しなかったというのはアメリカとかぐらいです。ヨーロッパの中では評価されている項目を、敢えて入れないで1を超えてきているというのは、大体これでいいんだろうなというふうに僕は考えているので、むしろこの生産性効果だけで1を割っちゃったときに、そういうのをどこまで考えるのかみたいなところの方が議論すべきなのかというふうに思っていて、そういう意味では、出してきた大体の資料については、1を超えているからいいのかなというぐらいに今までも見ていました。

林山部会長 ありがとうございます。他いかがでしょうか。

それでは、大崎西部2期につきまして、担当部局の原案どおり事業継続という方向で結論づけたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。それでは、かんがい排水事業の3件につきましては、事業継続ということで今回とりまとめさせていただきたいと思います。

では、あとまだ4件ございますので、一たん休憩をしたいと思うのですが、私の時計で今41分なんですけど50分ごろまで、10分程度の休憩ということでよろしく願いいたします。

林山部会長 それでは、会議を再開させていただきたいと思います。

経営体育成基盤整備事業3件でございます。先ほどのご説明で、資料3ではいずれの残事業のB / Cも上限はここでは論点ではないかもしれませんが、下限値でも1.91から1.57ということで、残事業を継続するという方向がおそらく事務局からの原案だと思います。

農学系の先生はこういった事業はご存じだと思うのですが、おそらくそれ以外の方は、この経営体育成基盤整備事業ってどういうことかというのをあまりご存じないと、私を含めてそうなんです。これをちょっと簡単にどういう事業かということの説明をいただいて、1個1個の事業について細かく見ていきたいと思いますが、そういった進め方でよろしいでしょうか。

それでは、この事業がどういう趣旨でどういうことをやっているのかというのを、簡単にご説明願えればありがたいです。

農村整備課      それでは、農村整備課よりご説明申し上げます。

まず、今回ご説明します経営体育成基盤整備事業につきましては、通称ほ場整備事業と呼ばれている事業でございます。

事業の概要につきましては、先ほど残事業B/Cをご説明したときに使用しました資料3の2ページを見ていただきます。これが先ほど従前と計画ということでご説明したわけなんですけど、通常、上の段の従前のほ場というのは、大正年代もしくは昭和の初期年代に、耕地整理事業というもので10アールという区画の整備がされております。ただし、例えば用水路だったり、排水路といわれるその水路が兼用であったり、もしくは土でできた水路ということで、従前ですとそういった農家の方々の維持管理、洗掘を受けたり、土砂が堆積したりということで苦慮しております。あとは、水田に雨が降った際の地表の残留水を排除する際にも、こういった水路が浅いものですから、なかなか水が抜けないということで、湿田もしくは半湿田と言われる水田状態になっております。

今回の事業の中で、ほ場整備事業というのは、こちらの面的な整備と水路等の整備を一体的に行う事業でございます。ですので、区画の形状を改良したり、用排水路を分離したり、耕作の用に供する農道の整備をしたり、あとは先ほど地表面の残留水や地下水位を下げるというお話をしましたけれども、暗渠排水工というものを施工しまして、基本的にはほ場の大区画化と水田に麦とか大豆といった畑作物を導入し生産拡大するための汎用化、こういった目的をもとに事業を実施しております。ただ、こちらは先ほどのハード事業の説明でして、実際はこの事業に合わせまして地域の担い手の育成でありますとか、その担い手への農地利用集積、こういったソフト施策を一体的に地域の農家、市町村、土地改良区、JAと一体となりまして推進しているという事業概要になります。これが施工前と施工後といったイメージになるのかと思うのですが。

林山部会長      ありがとうございます。この2ページの絵だと上のおじいちゃん、おばあちゃんは余り機嫌よくないけど、きれいになったら機嫌よくなったみたいな、そういうことになっているわけですね。

農村整備課      地域が元気になるということでして、このイラストのとおりだと思っております。

林山部会長      ちょっと法律的には違うのかもしれませんが、都市計画でいう区画整理事業と人材育成を兼ねているみたいな、そういったようなイメージで、細かい制度はちょっと違うと思いますけれども。そういったソフト、ハードを含めた施策であるということをご理解いただきたいと思います。

それでは、似たような案件ですので、17番の田尻西部地区から18番の敷玉西部地区、19番の北上地区、この3つ、どこからでも結構ですので、ご質問等ございましたらよろしくお願いたします。

私ちょっと理解ができてないのかもしれませんが、今までのかんがい排水事業もそうなんですけれども、事業ごとに便益算定の期間が違いますよね。40年だったり39年だったり42年とか。これは何か根拠があるんですか。



農村整備課 先ほどご説明しましたけれども、例えば事業番号 17 番の田尻西部地区ですと、その総合耐用年数が、効果算定上 29 ページになります。29 ページの方に、今回の投資効率の総括表をつけておりますが、その中に総合耐用年数として 40 年。これらにつきましては、先ほどご説明しました区画整理、暗渠排水、客土、その中で区画整理につきましては、複合している用水路、排水路、あと大区画ということですので、そのおのおのの工種の耐用年数を、全体で加重平均して算出しております。ですので、加重平均の結果が、例えば田尻西部ですと 40 年、もう一つの敷玉西部ですと 38 年ということで、その工種の比率によって総合的な耐用年数というのは地区ごとによります。

林山部会長 通常、私がお手伝いしている国土交通省では、すべて 50 年でやるんです。ダムは 80 年ですけども。ですから、同じ耐用年数で考えますので、事業を比較すべき同じ土俵に乗っかるんです。物によって変わるということは、同じ土俵に乗っけていいかという極めてクリティカルな議論で実はあるんですね。最後の、二年ってほとんど誤差みたいなものなので、大きな影響はしないと思うんですけど。特に、先ほどのかんがい排水事業も含めて全て維持管理費ゼロですよ。ということは将来、これでいいのかなと。

というのは、例えば一律 50 年で決めるとすると、40 年目ぐらいで壊れるので、維持修理費、メンテナンスコストがかかってくるという計算をするんですね。通常は。これはもう、壊れるまで放っておくという話ですよ。この計算方法ということは。維持管理費が一切ゼロで、耐用年数の加重平均でやるということは、1 回造ったら手出ししないと。表現がかなりきつい表現かもしれないですけど、そういう計算ですよ。そういうふうに理解してよろしいんですね。

農村振興課 適切な答えになっているかどうか、私も悩んでいるんですけど。今、部会長にお話しいただいた部分に関しては、実は国土交通省については一律 50 年ということですが、農林水産省の事業については、例えば用水路であれば、コンクリート製品は 40 年、積みブロック、昔の石積みみたいなブロックであれば 20 年とか、そういった形で工種ごとに耐用年数が決められてございます。それは、一番最初にお話しした効果算定のマニュアルの中で決められている耐用年数でございます。地区ごとによってその工種もいろいろ使われますので、例えば農道であれば 15 年とか、そういった形の中でその費用を、先ほどお話ししましたけれど、加重平均をして総合耐用年数を求めるというような形になっております。

あとは、最後にお話にあった維持管理費なんですけど、これについては、例えば田尻西部の 8 ページ、こちらのところに費用対効果の部分、事業効果の算定の部分がございます。この中の年効果額のところに、上から作物、営農、維持管理費節減効果というのがございます。基本的には、先ほどイメージ図で見ていただいたとおり、道路とか水路とか、既に整備水準が低い施設がございます。その部分に、基本的には維持管理が既にかかっています。今回、事業を展開した中でコンクリートの製品になったり、それから道路が広くなったり、そういった形で今までかかっていた維持管理費が若干軽減される分、それを事業効果として効果算定をしている。基本的には、維持管理が全くなくて、壊れるまでそのまま放っておくというイメージじゃなくて、新しい施設の維持管理をしますと。ただ、従前

の維持管理と今回整備が終わった後の維持管理で、その軽減された分を効果として見ているというような事業形態になっています。

林山部会長 維持管理はするんですね。

農村振興課 はい。

林山部会長 ありがとうございます。  
他いかがでしょうか。

橋本副部会長 ちょっと本論からずれるかもしれないのですが、今のほ場整備で、文化財発見効果という項目があるのですが、それはどういう算定方法なんでしょうか。

農村整備課 文化財の発見効果につきましては、資料の42ページをお開きいただきたいと思います。

こちらの42ページの方に、今回文化財発見効果ということで資料の方に載せてありますけれども、こちらにつきましては、昨年度の委員会の中でもご議論いただいているんですが、基本的に文化財の発掘調査に要する経費、そういったものと、保存するために要する費用、そういったものをかけた費用と今後の効果ということで、基本的には相殺するというような形での効果計上をしております。ですので、ここのページでご説明しますと、42ページの保存方法が盛土工法ということになっております。この地区は、水田の下にこういった遺跡群が一部かかっている部分がございます、実際工事をする前に、大崎市の教育委員会の方で調査を実施します。まず一つはそういった調査費用を、こちらにあります通り全体で1億4千百万円ほど計上しております。これは全体分です。あとは、盛土工法ということで、実際はその調査が終わった後に、その文化財を保護するための保護盛土、その後にはほ場を戻したり農道を造るものですから、そちらの部分の工事費、それを3億4千6百万円から通常の工法でいきますと1千9百万円ということで、その差額分3億2千6百万円、こちらの方を全体のその文化財に要する経費ということで、耐用年数が100年ということで還元率で年総効果額に戻したものが1千9百万円といった内容になっております。

これはこういった手法でということで、昨年度実施した地区より、効果として計上しております。

橋本副部会長 これは、その根拠マニュアルどおりのやり方ということなんですよ。

農村整備課 この見方につきましては、基本的に県独自といいますか、昨年も評価部会の中でご指導いただきまして、相殺する分ということでその額を計上するという手法で計上しております。

山本 委員 私の勘違いでなければ、かけた費用を、費用だけが乗っかっちゃうと便益が下がっちゃうので、それにかかった費用と同じ額を効果ということで乗っけて相殺しましょう。文化財の発見と保護のために使うお金の分だけを効果に乗っけて、

相殺して、ゼロにしましょうという話だったと。昨年の議論だったか、出てきたときに費用だけがかさんでしまう形になるとやっぱりそれはおかしいでしょうという話だったような気がします。

橋本副部長 そのときは文化財保護のところは切り離して、ここの便益効果から除きましょうというやり方だと思っていいわけですか。

山本 委員 そうですね。費用にも便益にも出ないということです。

橋本副部長 わかりました。

林山部会長 ただこれ理屈で考えると、埋蔵文化財が出たときはやっぱり工法も変わるので、コストはかかるはずなんですよね。本当はそれを相殺するのではなくて、その文化財の価値をちゃんとはからないといけなくて。例えば、東北大学の文学部のところに新しい建物が建ったんですが、あそこは昔、伊達政宗の女性陣が住んでいたところらしくて、新しいビルを建てるために掘ったら、いっぱい埋蔵文化財が出てきたんですよ。ところが、ほとんど価値がないようなものなので、市民、県民に経験として掘らせようと、そういう体験をさせようというんで工事が1年遅れたというとんでもないことがあったんですけど、あれはどう見てもコストだけかかっていて、便益は、いい経験をしたという便益はあるんでしょうけど、そういうのは相殺するものではなくて、国宝みたいなものが出てきたらとんでもないことじゃないですか。それを相殺していいのかという話があるので、これは論理矛盾があると思うんですね。特に県独自で算定しているということなので、今後、本当に貴重な文化財が出てきたときに、この方法でやると、そのまま埋めてしまえという話になっちゃいますからね。これは気をつけておいた方がいいような気がします。

農村整備課 先生がおっしゃるとおり、基本的には工事に入る前に調査という段階がございます。それも予備的な立会い調査から入りますので、その段階段階で当然重要性を勘案しながら工事に移行していくということでございます。ですので、こういった形で工事ができている部分については、先生がおっしゃる重要度については、調査はして、あとまた水田に戻すということでご了解いただいている部分でございます。

林山部会長 ありがとうございます。  
他いかがでしょうか。

河野 委員 もしそうでしたら、山本先生のおっしゃることなので、結局その事業費の方から引いておいた方がいいと思います。便益のところに表さないで。まず間違いなく効果じゃないので。こういう書き方をすると、人に誤解されてまた突っ込まれるので、これは除いた方がいいですね。

農村振興課 今、河野先生からお話があったことで、ちょっと補足をさせていただきたいの

ですが、先ほどお話ししたとおり農家から負担をいただく形になります。そうすると、その部分というのは、その事業費の中に入っていないと予算的には執行できないわけです。

河野 委員 私が出ているのは、費用対効果を書くところだけ。もちろん公的なそういうお金を書くところには除けないと思いますけれども、そのB/Cを出して、今から判断するこの資料に関しては、そう書くべきだと思います。

林山部会長 他いかがでしょうか。

山本 委員 全く別なことですけど、17番のものが特徴的なのですが、環境への影響の評価で、特に17番はメダカが出ています。田んぼと水路で。特に工法の話が出てくるのですが、最近の研究では工事だけ実施してもほとんど意味がなくて、それに見合った管理とか運用、その辺りの営農指導みたいなものを含めてなされているんですか。

農村整備課 なかなかその部分までの営農指導と言われますと難しいですけど、まず環境配慮ということで、これについては土地改良法の中で、環境への配慮というのが明記されています。基本的には、大崎市の田園環境整備マスタープランに基づきまして、環境配慮を実施していく。当然、工事は一気に全面積を実施するわけではなくて、そういった部分を回避しながらいろいろ対応をとりながらやっていくということで考えておりまして、顕著な例ですと、ここにあります通り、水路に落ちた両生類がはい上がれるお助け工を設置したりと。これは非常にハードなものなのですが、やはりどうしても冬季間水が枯れるといったことでそういったネットワークが遮断されるということも考えられますので、これを通年流せるような配慮と、そういったものを地域ごとに苦心しているところでございます。

山本 委員 メダカって北型と南型があって、岩手県の南部が南型の北限で、そこで最近とても詳しい調査をやっているんですけど、かなりいい施設を作っても、運用方法を間違えるとほとんど効果がないことがわかってきて、やはりその運用の仕方までセットで環境への配慮と。せっかくやったことがむだになってしまうので、ぜひその点も、もし余裕があれば詳しくやっていただきたい。

農村整備課 今後、その部分に注意しながら実施してまいりたいと思います。

林山部会長 それでは、今、非常に貴重なご指摘だと思うんですけども、こういった基盤整備事業をやるときに、その効果を高めるといって有効にするために、そういった営農とか運用に対する指導にも配慮するというようなことを付け加えることがあってもいいかもしれません。せっかくの施設ですから。

他いかがでしょうか。この17番から19番。幾つかご質問、ご指摘いただきましたけれども、一応資料3の10ページに戻っていただきますと、残事業も効率的であるという判断結果が得られておりますので、担当部局のご提案は事業継続という原案だと思いますが、これに対してご意見、ご異議ございましたら承りたい

と思うのですが。原案のとおりということによろしゅうございますか。どうもありがとうございました。

それでは、この経営体育成基盤整備事業3件につきましては、事業継続と。もし余裕があれば、先ほどの営農とか運用等でいろいろ指導というか、うまく施設を使ってもらいたいなことにも努力していただきたいということがあろうかと思えます。

それでは、事業番号20の湛水防除事業槻木地区。これは、先ほどの資料3ですと、これも旧施設撤去のみ残っていると。これを撤去する事業だけが残っているということなので、残事業B/Cは計算されておりませんが、これはちょっとかんがい排水事業とか経営体育成基盤整備事業とはちょっと違いますので、この湛水防除事業というのはどういうものかというのを簡単にご説明いただいて審議に入りたいと思います。よろしく願いいたします。

農村整備課 農村整備課の石垣と申します。

それでは私の方から湛水防除事業の説明、事業の性格と申しますか、この辺のご説明をいたします。

湛水防除事業につきましては、事業名が示すとおり、農地の湛水を防止するという目的の事業でございます。

湛水というものの要因といたしまして、排水路や河川の流域の開発による流出量の増大、これに伴う河川水位の上昇、あるいは農地の受益地内であれば、その受益地内の宅地の造成、あるいは工場等の進出、こういった流域の開発によって河川排水が損なわれているという部分につきまして、新たに排水機場の改修を行ったり、あるいは排水機場まで持っていく排水路の改修を行って、その受益地内の農地の湛水被害を防止するという事業でございます。

林山部会長 ありがとうございます。

このファイル20の8ページを見ると、再々評価時のB/Cが非常に微妙な数字を示しているんですけども、これは先ほど冒頭説明いたしましたように、施設撤去だけですね。今残っているというのは。

農村整備課 はい、そうでございます。

林山部会長 という事業でございます。ご意見等ございましたら承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

橋本副部長 済みません、ちょっと教えていただきたいのですが、6ページの費用便益の表のところなんです、こちらの便益項目というのは、被害額の小計になっているわけですね。ということは、このB/Cが小さいほどいいということになるのでしょうか。この場合は。

農村整備課 この湛水防除事業のB/Cの算出につきましては、ほ場整備事業等という生産性の向上効果とか、そういった効果ではなくて、湛水によって農地が受ける被害額、これを復旧するための工事費をベネフィットとしているという性格の事業で

ございます。

林山部会長 被害のときは、期待値を使っているかどうかマニュアルを見ていないのでわかりませんが、恐らく正確にいうと、被害軽減額と言った方がわかりやすいかと思えます。ですから、これはベネフィットで考えていただいて結構だと思います。

橋本副部会長 ありがとうございます。

林山部会長 他いかがでしょうか。  
これはもう撤去だけですか。すぐできちゃうんですか。

農村整備課 撤去も平成 22 年度から、23 年度、24 年度と 3 カ年かけて撤去して完了する予定です。

林山部会長 そういう事業だそうです。いかがでしょうか、この件につきましては。これも 7 ページぐらいいただければわかりますけれども、担当部局から「事業継続」という原案をいただいておりますけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。  
ありがとうございます。

これで、本日予定していました 7 事業、事業番号 14 番から 20 番までの 7 事業につきましては、すべて「事業継続」ということになるかと思えます。

どういうふうにまとめるかというのは、事務局とまたご相談させていただきませうけれども、せっかくの施設整備で莫大にコスト払っているということなので、いかにうまく利用するかというソフト的なことも推進していただくというようなことをただし書きで、文言は今練れていませんけれども、そういった趣旨のことを書き加えさせていただきたいと思えます。

ほかに何か追加でご意見等ありましたら承りますけれど。

河野 委員 先ほど説明いただいた残事業 B / C の説明についてなんですが、資料の 10 ページの一番上(2)ということで、残事業 B / C に基づく判定について(案)ということで、この案についてどうこうではないのですが、この案は「事業継続」しかないのです、恐らくこの 1 を割るときも想定して、何か考えておかないといけないと思うんですよ。例えば、下限の方が 1 を割った場合には、さらに正確な計算をせざるを得ない。次にやるとかいうそのステップを、もうちょっとここを充実させるといいのかなということです。

林山部会長 ありがとうございます。

それではこの資料 3 の表現、確かに、今の河野委員のご指摘は正しいと思えますが、これはまだ案という段階で整理されていますので、今後そういった幾つかの樹形図というか、パターンがあると思えます。大昔に始まった事業は、恐らく最初の全体事業の B / C もやっていないというものも出てくると思えますので、幾つかのパターンを想定して、今後またこの部会で使用する資料になると思えますので、ちょっとそれは別途詰めていただければと思えます。

それではもう一回，重ね重ねになりますけれども，本日の7件，7事業につきましては「事業継続」ということで，各委員の先生にご判断いただいたということでとりまとめさせていただきたいと思います。

それでは，その他について事務局からございますか。

司 会 委員の皆様，長時間にわたりご審議いただき，ありがとうございました。

続いて，次第3のその他になりますが，次回部会の日程についてご連絡申し上げます。次回の第3回部会ですが，先ほど資料1でもご説明申し上げたとおり，7月22日水曜日午前9時30分から，こちらの特別会議室で開催いたします。ご案内の文書は後日お送りいたしますので，よろしく願いいたします。事務局からは以上です。

以上をもちまして，平成21年度第2回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を終了いたします。

本日はありがとうございました。

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

議事録署名人 小野寺 敏 一 印

議事録署名人 河 野 達 仁 印